



金 沢 市 公 報

号外第4号の3

令和6年(2024年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 (")	9
●規 則		○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則及び金沢市消防団員等公務災害 補償条例施行規則の一部を改正する規則 (")	9
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に 関する規則 (総務課)	1	○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改 正する規則 (")	10
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改 正する規則 (")	2	○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則 (")	10
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	7	○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財政課)	11
○金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改 正する規則 (こども相談センター)	9		
○市長の職務を代理する副市長の順序に関する 規則の一部を改正する規則 (人事課)	9		

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第9号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第1条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表金沢美術工芸大学建設事務所の項を削り、同表中「商工業振興課」を「商工労働課」に改め、同表生活衛生室の項の次に次のように加える。

保険年金課	防寒衣	1	常時庁外で保険料の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

別表第1第2項の表医療保険課の項及びゼロカーボンシティ推進室の項を削り、同表戸室新保理立場の項の次に次のように加える。

ゼロカーボンシティ推進課	作業服(上、下)	1	庶務担当者に限る。
	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

別表第1第2項の表中 「危機管理課」 を 「危機管理課 被災地区復旧推進室」 に改める。

別表第2第2項の表中「商工業振興課」を「商工労働課」に改める。

(金沢市公印規則の一部改正)

第2条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表工の表登記事務用市長印の項、国民健康保険事務用市長印1号の項、国民健康保険事務用市長印2号の項、後期高齢者医療事務用市長印1号の項及び後期高齢者医療事務用市長印2号の項中「医療保険課長」を「保険年金課長」に改め、同表国民年金事務用市長印の項中「市民課長」を「保険年金課長」に改め、別表オの表登記事務用市長職務代理者印の項、国民健康保険事務用市長職務代理者印1号の項、国民健康保険事務用市長職務代理者印2号の項、後期高齢者医療事務用市長職務代理者印1号の項及び後期高齢者医療事務用市長職務代理者印2号の項中「医療保険課長」を「保険年金課長」に改め、同表国民年金事務用市長職務代理者印の項中「市民課長」を「保険年金課長」に改め、別表力の表出納員印の項中「医療保険課出納員」を「保険年金課出納員」に改める。

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第3条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「金沢海みらい図書館長」を「金沢海みらい図書館長 特別支援教育サポートセンター所長」に改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第4条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「建設課長」を「水道整備課長 下水道整備課長」に改める。

(金沢市後期高齢者医療に関する規則の一部改正)

第5条 金沢市後期高齢者医療に関する規則(平成20年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「福祉健康局長」を「市民局長」に改め、同条第2号中「福祉健康局医療保険課」を「市民局保険年金課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第10号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	調査統計室 地域力再生課 金沢美術工芸大学 建設事務所	地域力再生係 建設係	を
--	--------------------------------------	---------------	---

	都市再生推進室 調査統計室 地域力再生課	地域力再生係	に、
--	----------------------------	--------	----

文化スポーツ局 国民文化祭 推進室	文化政策課 文化財保護課 埋蔵文化財センター	企画係 振興係 文化財保護係	を
-------------------------	------------------------------	-------------------	---

文化スポーツ局	文化政策課 文化活動支援室 文化財保護課 埋蔵文化財センター	企画係 施設係 文化財保護係	に、
---------	---	-------------------	----

	商工業振興課	商業振興係 工業振興係	を
	商工労働課	商業振興係 工業振興係 労働政策係	に、
	誘客推進室 労働政策課	労働政策係	を
	誘客推進室		に、
	市民課 生活衛生室	庶務係 受付第1係 受付第2係 作成係 マイナンバーカード推進係 戸籍係 国民年金係	を
	市民課 生活衛生室 保険年金課	庶務係 受付第1係 受付第2係 作成係 マイナンバーカード推進係 戸籍係 庶務係 資格係 給付係 収納対策係 納入第1係 納入第2係 国民年金係	に、
	健康政策課	企画庶務係 健康推進係 予防接種係 医療助成係	を
	健康政策課	企画庶務係 健康推進係 医療助成係	に、
	福祉指導監査課 医療保険課	福祉指導監査係 庶務係 資格係 給付係 収納対策係 納入第1係 納入第2係	を
	福祉指導監査課	福祉指導監査係	に、
	ゼロカーボンシ ティ推進室 戸室新保埋立場		を
	戸室新保埋立場 ゼロカーボンシ ティ推進課	企画庶務係 温暖化対策係	に、
	内水整備課	企画庶務係 管理係 改良係 雨水施設係	を
	内水整備課	企画庶務係 管理係 改良係 雨水施設係 設備係	に、
危機管理監	危機管理課	危機管理係	を
危機管理監	危機管理課 被災地区復旧推 進室	危機管理係	に

改め、同条に次の1項を加える。

3 必要に応じ、都市政策局に交通政策監を置くことができる。

第4条の表中

		5 特命事項の調査及び計画に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	を
		5 公立大学法人評価委員会に関する事項 6 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項 7 特命事項の調査及び計画に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	に、
	調査統計室	1 統計情報の収集、編集及び保全に関する事項	を
	都市再生推進室	1 都市再生の推進及び連絡調整に関する事項 2 跡地の利活用に関する事項	に
	調査統計室	1 統計情報の収集、編集及び保全に関する事項	

改め、同表金沢美術工芸大学建設事務所の項を削る。

第6条第1項の表中

		3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	を
	振興係	1 文化振興施策の推進に関する事項	
		3 公益財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	に、
	施設係	1 文化振興施策の推進に関する事項	
		5 公益財団法人金沢文化振興財団に関する事項 6 公益財団法人横浜記念金沢の文化創生財団に関する事項	を
		5 公益財団法人金沢文化振興財団に関する事項	
	文化活動支援室	1 市民の文化活動の支援に関する事項 2 文化施設等の大規模な改修に関する事項	に

改め、同条第2項を削る。

第7条第1項の表中

商工業振興課	商業振興係	1 商業の経営指導に関する事項 2 商業の販路拡張に関する事項 3 株式会社金沢商業活性化センターに関する事項 4 課の庶務に関する事項	を
商工労働課	商業振興係	1 商業の経営指導に関する事項 2 商業の販路拡張に関する事項 3 株式会社金沢商業活性化センターに関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項	に、

	5	その他工業及び鉱業の振興に関する事項	を
	5	その他工業及び鉱業の振興に関する事項	
労働政策係	1	労働行政の企画及び調整に関する事項	に
	2	労働者の福祉及び厚生に関する事項	
	3	雇用の促進及び維持に関する事項	
	4	働き方改革の推進に関する事項	
	5	労働状況に係る調査及び研究に関する事項	
	6	公益社団法人金沢市シルバー人材センターに関する事項	
	7	公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンターに関する事項	

改め、同表労働政策課の項を削る。

第9条の表中

	国民年金係	1	国民年金に関する事項	を
生活衛生室		1	市営墓地及び斎場に関する事項	
		2	墓地、埋葬等に関する事項	

	生活衛生室	1	市営墓地及び斎場に関する事項	に
		2	墓地、埋葬等に関する事項	
保険年金課	庶務係	1	国民健康保険運営協議会に関する事項	
		2	国民健康保険保健事業に関する事項	
		3	課の庶務に関する事項	
		4	他係に属しない事項	
	資格係	1	国民健康保険被保険者の資格に関する事項	
		2	国民健康保険料の賦課に関する事項	
給付係	1	国民健康保険の給付に関する事項		
	2	後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項		
収納対策係	1	収納施策の企画及び調整に関する事項		
	2	国民健康保険料納付組合に関する事項		
	3	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項		
納入第1係	納入第2係	1	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分に関する事項	
		(各係は、課長が定める区域の住民をそれぞれ対象とする。)		
	国民年金係	1	国民年金に関する事項	

改める。

第10条第1項の表中

	6	公益財団法人金沢健康福祉財団に関する事項	を
	7	課の庶務に関する事項	
	8	他係に属しない事項	

	6	金沢健康プラザ大手町に関する事項	に、
	7	公益財団法人金沢健康福祉財団に関する事項	
	8	課の庶務に関する事項	
	9	他係に属しない事項	

	5 金沢健康プラザ大手町に関する事項	を
予防接種係	1 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項	
	5 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項	に、
	6 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 7 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 8 乳幼児の集団健康診査に関する事項 9 母子健康手帳の交付に関する事項 10 こども広場に関する事項 11 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 12 高齢者等の相談に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） （各係は、区域、事業等により所長が定めるものをそれぞれ担当する。）	を
	6 こども家庭センターの母子保健事業に関する次に掲げる事項 ア 情報の収集及び提供に関する事項 イ 健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 ウ 乳幼児の集団健康診査に関する事項 エ 母子健康手帳の交付に関する事項 7 こども広場に関する事項 8 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 9 高齢者等の相談に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） （各係は、区域、事業等により所長が定めるものをそれぞれ担当する。）	に

改め、同表医療保険課の項を削る。

第11条の表中「、子ども手当」を削り、「保護更生」を「自立支援」に、

	3 児童家庭支援センターに関する事項	を
	3 こども家庭センターの統括に関する事項 4 児童家庭支援センターに関する事項	に、
	5 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項を除く。）	を
	5 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項を除く。） 6 こども家庭センターの児童福祉事業に係る情報の収集及び提供に関する事項	に

改める。

第12条の表中

	5 食品ロスの削減の推進に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	を
	5 課の庶務に関する事項 6 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	に、

ゼロカーボンシティ推進室	1 温暖化対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 温暖化対策に係る調査研究に関する事項 3 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項 4 温室効果ガスの排出量の削減等に関する事項	を
戸室新保埋立場	1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項 2 廃棄物の埋立処分に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項	

戸室新保埋立場	1 廃棄物埋立場の管理運営に関する事項 2 廃棄物の埋立処分に関する事項 3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項	に
ゼロカーボンシティ推進課	企画庶務係 1 温暖化対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事項 2 食品ロスの削減の推進に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項	
	温暖化対策係 1 温暖化対策に係る調査研究に関する事項 2 温暖化対策に係る施策の推進に関する事項 3 温室効果ガスの排出量の削減等に関する事項	

改める。

第13条の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第14条の表中

	2 総合治水対策に関する事項	を
--	----------------	---

	2 総合治水対策に関する事項	に
設備係	1 河川等及び雨水施設に係る設備の新設、改良及び維持管理に関する事項	

改める。

第15条（見出しを含む。）中「所管する課」を「所管する課等」に改め、同条の表中「課・係」を「課等・係」に、

	ク 地域の防犯活動等の推進に関する事項	を
--	---------------------	---

	ク 地域の防犯活動等の推進に関する事項	に
被災地区復旧推進室	1 令和6年能登半島地震による被害を受けた地区の復旧の推進に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第11号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「、金沢美術工芸大学建設事務所」及び「、国民文化祭推進室」を削る。

第10条第2項中「規則中」の次に「交通政策課所掌事務の処理に関しての所管次長は交通政策監と、」を加える。
別表第1財産管理の表に次のように加える。

3 行政財産の貸付け			○		総務課
------------	--	--	---	--	-----

別表第2経済局の表商工業振興課の項中「商工業振興課」を「商工労働課」に改め、別表第2市民局の表中

10 国民年金保険の被保険者の資格の得喪				○	
11 住居表示番号の付与				○	

を

10 住居表示番号の付与				○		
保険年金課	1 国民健康保険法に関する事項					
	(1) 国民健康保険団体連合会への医療に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託			○		
	(2) 療養費（高額療養費を含む。）の支給の決定			○		
	(3) 第三者への損害賠償請求			○		
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定			○		
	(5) 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等			○		
	2 国民健康保険の被保険者の資格の得喪			○		
	3 療養担当者外療養給付の承認			○		
	4 金沢市国民健康保険条例に規定する保険給付（療養の支給を除く。）の決定			○		
	5 後期高齢者医療の被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等			○		
	6 後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪			○		
	7 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関すること。	(1) 滞納処分の執行停止の決定及び取消し		○		
		(2) 差押え及び差押解除の決定		○		
		(3) 公売及び公売財産の見積価格の決定及び公告		○		
	(4) 換価代金の配当計算書の認定			○		
	(5) 徴収猶予の決定及び取消し			○		
	(6) 換価猶予の決定及び取消し			○		
	(7) 繰上徴収の決定			○		
	(8) 参加差押え及び参加差押解除の決定並びに参加差押えの失効の承認			○		
	(9) 交付要求及び交付要求解除の決定並びに交付要求の失効の承認			○		
(10) 公売財産の売却の決定及び取消し			○			
(11) 換価代金の充当の承認			○			
(12) 徴収金の納付又は納入の委託			○			
8 国民年金保険の被保険者の資格の得喪				○		

に

改める。

別表第2福祉健康局の表医療保険課の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第12号

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市児童相談所長事務委任規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ソ中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同号タ中「第33条第9項」を「第33条第11項」に改め、同号チ及びツ中「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号ソ及びタの改正規定は、公布の日から施行する。

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第13号

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成8年規則第40号）の一部を次のように改正する。

本則中「新保 博之」を「山田 啓之」に、「山田 啓之」を「新保 博之」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第14号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則（昭和28年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「技監」を「技監 交通政策監」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第15号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

(金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成8年規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第16号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の210」を「100分の205」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

別表第2市長の事務部局の項中「卸売市場長」を「交通政策監」に、「会計管理者 会計課長」を「卸売市場長 会計管理者」に、「課長(会計課長を除く。)」を「課長 都市再生推進室長」に、「金沢美術工芸大学建設事務所長 東京事務所長」を「東京事務所長」に、「国民文化祭推進室長」を「誘客推進室長」に、「市民センター所長(金石市民センター所長、押野市民センター所長、浅川市民センター所長、泉野市民センター所長、元町市民センター所長及び本町市民センター所長を除く。)」を「森本市民センター所長 安原市民センター所長 元町市民センター所長 新神田市民センター所長 湊市民センター所長」に、「福祉健康センター所長 青少年健全育成センター所長 児童相談所長 幼児教育センター所長 ゼロカーボンシティ推進室長 西部管理センター所長 西部環境エネルギーセンター所長」を「地域包括ケア推進室長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 青少年健全育成センター所長 子ども相談センター所長 幼児教育センター所長 東部環境エネルギーセンター所長」に、「建物安全推進室長 空き家活用室長 道路等管理事務所長」を「道路等管理事務所長 その他の担当課長(市長が定める担当課長を除く。)」に、「営業戦略室長」を「文化活動支援室長 営業戦略室長」に、「誘客推進室長 市場再整備室長 元町市民センター所長 地域包括ケア推進室長 食肉衛生検査所長」を「市場再整備室長」に、「東部環境エネルギーセンター所長」を「建物安全推進室長 空き家活用室長」に、「生活道路室長」を「生活道路室長 被災地区復旧推進室長」に、「担当室長」を「(市長が定める担当課長に限る。)」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「次長 教育プラザ総括施設長」を「教育プラザ総括施設長」に、「学校教育センター所長」を「その他の担当課長(市長が定める担当課長を除く。)」に、「その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当館長」を「事務局担当局長 その他の担当課長(市長が定める担当課長に限る。)」に改め、同表議会の事務部局の項中「課長」を「その他の担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第17号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「担当局長補佐、管理運転長」を「担当室長補佐、管理運転長」に改め、「埋蔵文化財センター所長、」を削り、「押野市民センター所長、泉野市民センター所長」を「押野市民センター所長」に改め、「、東部管理センター所長」を削り、「及び担当室長補佐」を「、担当室長補佐及び事務局長補佐」に、「東京事務所長、検査員室長、収納推進室長」を「都市再生推進室長、東京事務所長、文化活動支援室長、埋蔵文化財センター所長」に改め、「、近江町交流プラザ館長」を削り、「市民センター所長(」の次に「森本市民センター所長、」を加え、「額市民センター所長、押野市民センター所長、泉野市民センター所長、駅西市民センター所長及び近江町市民センター所長」を「押野市民センター所長、元町市民センター所長、新神田市民センター所長及び湊市民センター

所長」に、「児童相談所長」を「こども相談センター所長」に、「西部環境エネルギーセンター所長、東部環境エネルギーセンター所長」を「西部管理センター所長、東部管理センター所長、東部環境エネルギーセンター所長、建物安全推進室長、空き家活用室長」に改め、「道路等管理事務所長」の次に「、被災地区復旧推進室長」を加え、「、担当所長補佐及び館長補佐」を「及び館長補佐」に改め、「金沢美術工芸大学建設事務所長、国民文化祭推進室長」を「検査員室長、収納推進室長」に改め、「公設花き地方卸売市場事務局長」の次に「、近江町交流プラザ館長」を加え、「安原市民センター所長、額市民センター所長、駅西市民センター所長、近江町市民センター所長」を「森本市民センター所長、安原市民センター所長、元町市民センター所長、新神田市民センター所長、湊市民センター所長」に、「、ゼロカーボンシティ推進室長、西部管理センター所長、設計技術管理室長、空き家活用室長及び建物安全推進室長」を「及び設計技術管理室長」に、

	9級	卸売市場長の職務	を
--	----	----------	---

	8級	卸売市場長の職務	に
	9級	交通政策監の職務	

改め、同アの表教育委員会の事務部局の項中「担当館長補佐、担当所長補佐、指導主事及び総括校舎管理長」を「指導主事、総括校舎管理長及び管理調理長」に改め、「、担当事務局長補佐」を削り、「生徒指導支援室長」の次に「、泉野図書館副館長」を加え、「館長補佐、室長補佐」を「所長補佐、館長補佐」に、

	7級	金沢市立工業高等学校事務局長、中央公民館長、泉野図書館副館長及び学校教育センター所長の職務	を
	8級	教育プラザ総括施設長の職務	

	7級	金沢市立工業高等学校事務局長、中央公民館長及び教育プラザ総括施設長の職務	に
--	----	--------------------------------------	---

改め、同アの表選挙管理委員会の事務部局の項を次のように改める。

選挙管理委員	6級	書記次長の職務
会の事務部局	7級	書記長の職務

別表第1アの表監査委員の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事	6級	事務局次長及び事務局次長補佐の職務
務部局	7級	事務局長の職務

別表第1ウの表中「及び所長補佐」を「、所長補佐及び担当所長補佐」に改め、別表第1エの表を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第18号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「金沢美術工芸大学建設事務所、東京事務所、国民文化祭推進室」を「東京事務所」に改める。

第20条第9号中「燃料費」の次に「並びに給油取扱所において公用車に燃料を補給する場合における燃料費（単価契約に係る燃料費を除く。以下「公用車補給燃料費」という。）」を加える。

第24条第2項中「及び電信電話料」を「、電信電話料及び公用車補給燃料費」に、「公共料金」を「公共料金等」に改める。

第53条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、「の事務」を削り、同条第1項を次のように改める。

法第243条の2第1項の規定により同項に規定する公金事務（公金の徴収又は収納に関する事務に限る。）を、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定により保険料の徴収の事務を、又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により保険料の徴収の事務を、それぞれ同項の規定により指定する者に委託しようとするときは、契約を締結するものとする。

第53条第3項中「歳入」を「公金」に改め、同条第4項を削る。

第53条の2を削る。

第54条の見出し中「公金収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項中「令第158条第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた私人（以下「公金受託者」という）を「法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）（公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次条第1項及び第285条第1項において同じ）に、「係る歳入」を「係る公金」に改める。

第55条の見出し中「公金受託者等」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項中「公金受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第57条第1項第2号中「特定歴史公文書等」の次に「又は公文書館における一般の利用に供する資料」を加え、同項第3号中「趣味園芸講座等に係る実費」の次に「、地域保健課で取り扱う食育教室等に係る実費」を加える。

第65条の2（見出しを含む。）中「公共料金」を「公共料金等」に改める。

第66条第2項第4号中「私人に支出事務」を「指定公金事務取扱者に公金の支出に関する事務」に、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第69条の2第2項中「公共料金」を「公共料金等」に改める。

第90条の見出し中「支出事務」を「公金の支出」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第243条の2第1項の規定により同項に規定する公金事務（公金の支出に関する事務に限る。）を同項の規定により指定する者に委託しようとするときは、契約を締結するものとする。

第90条第3項中「支出事務を私人に委託した」を「第1項の契約を締結した」に改める。

第91条の見出し中「支出事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者の支出の結果」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定公金事務取扱者（公金の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。）は、法第243条の2の6第3項の規定により支出の結果を会計管理者に報告するときは、契約に定める計算書により行うものとする。

第92条第5項中「第165条の4第1項ただし書」を「第165条の3第1項ただし書」に改める。

第100条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第101条第1項中「第165条の6第2項」を「第165条の5第2項」に改め、同条第2項中「第165条の6第2項」を「第165条の5第2項」に、「第165条の6第3項」を「第165条の5第3項」に改める。

第105条第1項中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第117条第2項を削る。

第122条の2を次のように改める。

（指定公金事務取扱者の検査）

第122条の2 前3条の規定は、会計管理者が法第243条の2第8項の規定により検査を行う場合について準用する。

第122条の3を削る。

第219条の次に次の1条を加える。

（行政財産の貸付け）

第219条の2 第209条から第212条まで及び第214条から前条までの規定は、行政財産の貸付けを行う場合について準用する。

第285条第1項中「公金受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

別表第1甲表中「金沢市公文書等の管理に関する条例の規定に基づく特定歴史公文書等」を「特定歴史公文書等又は公文書館における一般の利用に供する資料」に、

「	市民センタ ー	市民センタ ー所長	市民センターで取り扱う許可、証明、閲覧等の事務に係る手数料等の収入に関する事務	所属職員	」を
---	------------	--------------	---	------	----

市民センター	市民センター所長	市民センターで取り扱う許可、証明、閲覧等の事務に係る手数料等の収入に関する事務	所属職員
保険年金課	保険年金課長	ア 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料その他諸収入の収入に関する事務 イ 公売保証金、差押物件公売代金、差押債権の換価代金、競売配当金、受託徴収金及び保険医療機関等の請求に基づき処分した一部負担金の出納及び保管に関する事務	所属職員

に

改め、医療保険課の項を削り、「公金受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「歳入の徴収」を「公金の徴収」に改める。

別表第4中

金沢海みらい図書館	館長
-----------	----

を

金沢海みらい図書館	館長
特別支援教育サポートセンター	学校教育センター所長

に

改める。

様式第20号第2葉(裏)中「金沢市収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。

様式第22号その1ア(表)、同その1イ(裏)及び同様式その3(表)、様式第24号の3その1ア及び同その1イ(裏)及び同様式その3(表)並びに様式第24号の4その5(裏)中「金沢市公金受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。

様式第26号中「歳入の」を「公金の」に改める。

様式第27号第1葉中「金沢市公金受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改め、同様式第2葉中「あて先」を「宛先」に改め、同第2葉の備考中「公金受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

様式第27号の2第1葉中「金沢市公金受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。
金沢市市税等収納受託者

様式第33号(裏)中「金沢市収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。

様式第73号から様式第80号までを次のように改める

様式第73号から様式第80号まで 削除

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(金沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正)
- 金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。
第3号様式イ(裏)、第5号様式(表)、第5号様式の2、第5号様式の3及び第6号様式その2中「金沢市保険料徴収受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。
(金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正)
- 金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。
第6条第3項中「金沢市財務規則第55条第2項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項」に、「市税等収納受託者()」を「指定公金事務取扱者(市税の収納の委託を受けた者に限る。）」に改める。
第6条の3第4号ク中「(昭和22年法律第67号)」を削る。
(金沢市介護保険規則の一部改正)
- 金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第24号その1イ(表)中「収納受託者取扱期限」を「指定公金事務取扱者取扱期限」に改め、同イ(裏)中「金沢市保険料収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改め、同様式その2ア(表)中「金沢市保険料収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改め、同その2イ(表)中「収納受託者取扱期限」を「指定公金事務取扱者取扱期限」に改め、同イ(裏)中「金沢市保険料収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改め、同様式その3ア(表)中「金沢市保険料収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改め、同その3イ(表)中「収納受託者取扱期限」を「指定公金事務取扱者取扱期限」に改め、同イ(裏)中「金沢市保険料収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。

様式第24号の2イ(表)中「収納受託者取扱期限」を「指定公金事務取扱者取扱期限」に改め、同イ(裏)中「金沢市保険料収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。

様式第33号(表)、様式第34号及び様式第35号その4中「収納受託者取扱期限」を「指定公金事務取扱者取扱期限」に、「金沢市保険料収納受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。

(金沢市後期高齢者医療に関する規則の一部改正)

- 5 金沢市後期高齢者医療に関する規則(平成20年規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号イ(裏)、様式第3号(表)、様式第4号及び様式第5号その3中「金沢市保険料徴収受託者」を「金沢市指定公金事務取扱者」に改める。

(経過措置)

- 6 市長は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、この規則の施行の日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「地方自治法改正法」という。)附則第8条の規定による改正前の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定による保険料の徴収の事務、地方自治法改正法附則第12条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定による保険料の徴収の事務及び地方自治法改正法附則第13条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定による保険料の収納の事務を含む。以下この項において「従前の公金事務」という。)を行わせている者(地方自治法改正法による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。)に当該従前の公金事務を行わせることができる。
- 7 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
- 8 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の金沢市財務規則、附則第2項の規定による改正前の金沢市国民健康保険条例施行規則、附則第4項の規定による改正前の金沢市介護保険規則及び附則第5項の規定による改正前の金沢市後期高齢者医療に関する規則の規定による納入通知書等は、この規則による改正後の金沢市財務規則、附則第2項の規定による改正後の金沢市国民健康保険条例施行規則、附則第4項の規定による改正後の金沢市介護保険規則及び附則第5項の規定による改正後の金沢市後期高齢者医療に関する規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

令和6年(2024年)3月29日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄